

公 告

川崎町 公告 第 5 号

川崎町(庁舎及びコミュニティセンター)地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入推進事業委託について、下記のとおり公募型プロポーザル方式を実施するので、公告します。

令和4年4月13日

川崎町長 原口 正弘

記

1. 業務名

川崎町（庁舎及びコミュニティセンター）地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入推進事業委託

2. 実施条件

本業務に関する公募型プロポーザルは解除条件付きの募集であり、以下の場合、本件は提案を募集したことに留まり、事業化されないものとする。

- ・ 本町による「地域レジリエンス補助事業」への申請が不採択の場合
- ・ 当該契約について議会から否決された場合

3. 業務内容

別記1 「川崎町（庁舎及びコミュニティセンター）地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入推進事業委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約相手方となる事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

4. 履行期間

契約の日から令和5年3月31日まで（ただし、国の補助事業である「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（1号事業）」（以下「地域レジリエンス補助事業」という。）に係る範囲については、令和5年1月31日まで。）

5. 提案募集内容

地域レジリエンス補助事業を活用し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を設置するものである。

6. 契約について

仮契約については、「地域レジリエンス補助事業」の交付申請の決定通知後に締結し、本契約については、本町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(条例第112号)の議決を得て、締結するものとする。

7. 提案上限額

779, 020, 000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

8. 参加資格

- ① 応募者は、グループ構成とし、代表者とすべての構成員は日本国内の企業であること。
- ② 応募者は、川崎町との協議、調整に十分な能力を有し、本業務を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ 応募者は、参加表明時に全構成員を明らかにして、各々の役割分担を明確にすること。
- ④ グループの代表者は、川崎町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑤ グループの代表者もしくは構成員に、過去3年間(平成31年4月1日以降)以内に、国が実施した省エネルギー関連補助事業の契約実績を有するものがあること。
- ⑥ グループの代表者もしくは構成員に、電気工事業及び管工事業について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者がいること。
- ⑦ グループの代表者もしくは構成員に、一級建築士、建築設備士の資格を持つ者がいること。
- ⑧ グループの構成員には、本事業で導入を予定している主要機器(照明、空調、太陽光等)のメーカーが1社以上含まれていること。
- ⑨ グループの代表者及び構成員の各担当者については、常勤雇用であること。
- ⑩ 1グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者及び構成員となることが出来ない。

9. 全体スケジュール内容

| | 日程 |
|------------------|--|
| 公募開始(ホームページ掲載) | 令和4年 4月13日(水) |
| 参加表明受付 | 令和4年 4月13日(水) から 令和4年 4月22日(金) まで |
| 参加表明に関する質問受付期限 | 令和4年 4月20日(水) |
| 参加表明に関する質問回答期限 | 令和4年 4月21日(木) |
| 参加資格確認通知書 | 令和4年 4月27日(水) |
| 提案書に関する質問受付期限 | 令和4年 5月11日(水) |
| 提案書に関する質問回答期限 | 令和4年 5月12日(木) |
| 提案書提出期限 | 令和4年 5月13日(金) |
| プレゼンテーションによる審査 | 令和4年 5月18日(水) (予定) |
| 最優秀提案者及び優秀提案者の選定 | 令和4年 5月20日(金) (予定) |
| 契約締結日 | (仮契約) 令和4年7月予定(補助金交付決定通知後) (本契約) 令和4年臨時議会又は9月議会議決後。 |

10. 参加表明書及び資格確認書類の提出

事業者は本プロポーザルの参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出のこと。

(1) 受付期間

令和4年4月13日(水) から 令和4年4月22日(金)まで (必着)
受付時間：午前8時30分から午後5時まで (土曜、日曜、祝日は除く。)

(2) 提出方法

持参とする。

(3) 提出先

川崎町役場防災管財課管財契約係 (下記問い合わせ先)

1 1. 提案書の提出

参加資格確認結果通知書を交付された事業者は、本プロポーザルの提案書を川崎町へ提出のこと。

(1) 受付期間

令和4年5月13日(金)まで (必着) (土曜、日曜、祝日は除く。)
受付時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、正午から午後1時は除く。

(2) 提出方法

持参とする。

(3) 提出先

川崎町役場防災管財課管財契約係 (下記問い合わせ先)

1 2. 選定方法

(1) 本実施要領及び仕様書に定める事項を満たした事業者について、「川崎町(庁舎及びコミュニティセンター)地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入推進事業プロポーザル審査委員会」(以下、「委員会」という。)による審査を行う。

提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。評価の詳細・審査の経緯及びその内容は公開しない。

(2) 審査方法及び審査基準は次のとおりとする。

①審査方法

1次審査(書類審査)及び2次審査(プレゼンテーション)により審査を行う。

②審査基準

審査における主な評価項目については、「別記2 提案書作成要領 2. 作成方法について (2) 記載内容と留意事項等」のとおりとする。

1 3. その他留意事項

① 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあるが、この

場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することは出来ないものとする。

- ② 本実施要項に基づき事業者が提出する書類の著作権は、事業者に属する。ただし、町が事業者の承諾を得た場合には、本実施要領に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ③ 町が配布する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- ④ 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「提案辞退届（様式第7号）」を提出のこと。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- ⑤ 提出された書類については、原則として提出期限以降の差し換え、訂正及び再提出は認めないものとし、また、返却しないものとする。ただし、必要に応じて本町から追加資料を求められることがある。
- ⑥ 本プロポーザルにおいて、町の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者及び優秀提案者の選定は行わないものとする。また、応募者が1者の場合であっても、町の要求を満たす提案であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- ⑦ 町は最優秀提案者と契約に向けて協議する。なお、最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、優秀提案者と契約に向けた協議をすることができるものとする。
- ⑧ 本プロポーザルの審査結果に対する異議申立てはできないものとする。
- ⑨ 本プロポーザルの提案者のうち最優秀提案者として選定されなかった者は、書面によりその理由について、通知の日から令和4年5月26日（木）までに説明を求めることができる。
- ⑩ 本プロポーザルにおいて使用する言語は、日本語（商標、固有名詞、単位は除く）、通貨は「円」とする。
- ⑪ この実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び川崎町条例規則等の定めるところによるものとする。

1 4. 問い合わせ先

〒827-8501

福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町役場 防災管財課 管財契約係（川崎町庁舎2階）

電話：0947-72-3000（内線235）

FAX：0947-72-3415

メールアドレス：bousai-kanzai@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp